

電力・ガス・食料品等価格高騰 重点支援給付金（7万円 / 世帯）のご案内

- 電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金（1世帯あたり7万円）は、住民税均等割非課税世帯や令和5年1月から12月までに家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要な場合があります。**
- **住民税未申告の方がいる世帯は、住民税未申告の方の申告が必要です。**

給付金の支給額

1世帯あたり **7万円**



支給対象と手続きの有無

支給対象となる世帯 （いずれかにあてはまる世帯）

※住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯は対象外となります。

基準日（令和5年12月1日）時点で、
吉野川市に住民登録があり。

世帯全員の令和5年度
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和5年1月～12月の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入と
なった世帯（家計急変世帯）

吉野川市から
いずれかの書類が届きます

- ① 支給のお知らせ【返信不要】
- ② 確認書または申請書【要返信】

詳しくは裏面「I」へ

申請が必要です



申請期間：令和6年3月5日（火）まで
【申請書配布先】吉野川市社会福祉課

詳しくは裏面「II」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和5年度住民税（均等割）が非課税の世帯

①前回の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)」を吉野川市から受給した世帯

- 基準日(令和5年12月1日)に世帯状況が変わらず、支給要件を満たしている世帯については、「支給のお知らせ」通知を送付します。
- 特に申請等の手続きの必要はありません。**(令和6年1月26日(金)支給予定)** 給付金の支給を辞退する場合や振込先の変更を希望される場合は、下記問い合わせ先に連絡してください。

②前回の「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金(3万円)」を吉野川市から受給していない世帯

- 対象となる世帯には、吉野川市から、給付内容や確認事項が書かれた確認書または申請書が届きます。
- 内容を確認のうえ、必要事項を記入し、添付書類と一緒に吉野川市の窓口へ直接または郵送でご提出ください。**(提出期限：令和6年3月5日(火)必着)**

世帯の中に住民税未申告の方がいる場合

- 支給対象となる世帯(住民税均等割非課税世帯)か判断できませんので、住民税未申告の方の**申告が必要**です。申告後、世帯の全ての方が、令和5年度分の住民税均等割が非課税となれば支給対象になります。

II 予期せず家計が急変したことで収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに、吉野川市の窓口にご提出ください。

! 収入が減少することが、あらかじめ明らかな月の収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する重点支援給付金の**「振り込め詐欺」**や**「個人情報の詐取」**にご注意ください!



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署が警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

◆◆ お問い合わせ ◆◆

吉野川市社会福祉課 本館2階 ②番 「電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金」窓口

☎ **0883-22-8222** 【受付時間】 平日 9:00 ~ 17:00